

精華町農業委員会委員募集要項

1 募集人数

14名

2 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

3 身分

精華町の特別職の非常勤職員

4 職務内容

(1) 農業委員会の定例会(毎月1回)に出席し、農地法及び関連法に基づく農地の権利移動、転用等に係る許可等に関する審議、併せて審議に関連する現地調査業務。

(2) 担い手の農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等に関する業務。

(3) 「地域計画」の実現に向けた地域での話し合いの場への参加及び将来の農地の集積、集約のための目標地図の更新に向けた情報収集等に係る業務。

委員は日々の活動内容を活動記録簿に記録し、月毎に農業委員会事務局へ提出する必要があります。

5 委員報酬

年額220,000円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に關しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者を除く。

(1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、(3)の添付書類を添えて、郵送又は持参により、精華町農業委員会事務局までご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 推荐及び応募様式

農業者等（個人）が推薦する場合 [様式1]
法人又は団体が推薦する場合 [様式2]
応募する場合 [様式3]

(2) 様式の入手方法

農業委員会事務局の窓口に備えるほか、下記のホームページからもダウンロードできます。

(3) 添付書類

- ア 被推薦者又は応募者の住民票（発行後3ヶ月以内のもの）
- イ 被推薦者又は応募者が認定農業者（農業経営改善計画認定申請書提出済みの者「以下「認定申請中の者」という）を含む）である場合には、認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類の写し

8 受付期間

令和8年1月16日（金）から令和8年2月16日（月）まで[必着]
持参される場合は、役場開庁日の8時30分から午後5時15分までに提出してください。

書類の提出期間は延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降に精華町のホームページに掲載します。

9 選定方法

場合により精華町農業委員選定委員会を開催し、提出された書類をもとに選定します。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）

10 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒619-0285

京都府相楽郡精華町南稻八妻北尻70番地

精華町農業委員会事務局（役場3階）

電話 0774-95-1903（直通）

11 その他

受付期間の中間及び期間終了後に、精華町のホームページで、提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人又は団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦者が被推薦者を精華町農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が精華町農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 被推薦者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (7) 応募者の数及びそのうちの認定農業者等の数